

別表（第5条関係）

補助対象経費

経費の区分	経費支出基準
車両購入費・改造費	本事業を実施するための車両の購入・改造に要する経費
通 信 運 搬 費	郵便代、運送料として支払われる経費
広 報 費	本事業を効果的に実施するために必要不可欠な広告宣伝の経費
借 料 ・ 損 料	機器・器具等のリース又はレンタルに要する経費
備 品 費	本事業を実施するための電子機器等の備品の購入に要する経費 ただし、当該経費については原則リース又はレンタルで対応することとし、リース又はレンタルよりも購入する方が費用対効果等の観点から特に効果的であって、補助事業終了後も適切に管理できる場合に限り、購入に要する経費を対象とすることができる。
専 門 家 謝 金	事業遂行に必要な助言・指導を受けるために依頼した専門家等に支払われる経費 ただし、補助事業者、行政、商工会等商工団体等の関係者は対象としない。
委 託 費	事業の運営、事業の分析・評価等、補助事業者で実施することが困難なため、専門的知見等を有する者に対して、委託するために支払われる経費 なお、事業の全部を委託する場合は本事業の対象としない。
交 通 費	専門家又は補助事業者の職員等が使用する当該事業の実施に必要な公共交通機関の利用のための経費
雑 役 務 費	本事業の運営に必要な補助的業務を行なう者に対するアルバイト代として支払われる経費
印 刷 製 本 費	本事業の報告書等を印刷するために支払われる経費

※1 補助対象となる経費は、本事業の遂行に必要な以上の経費であって、本事業の実施のために使用したことが明確に区分できる経費とする。

2 支出に伴う振込手数料等は対象としない。